

◆改定等の履歴

※関係諸法令や各種基準等の改正・変更に基づき、指針の改定等を行うことがあるので、必ず最新版を参照すること。

年月日	改定等の概要
平成31年4月1日	新規適用
令和2年4月1日	3ページ内 「ア. 日本工業規格 (J I S)」を「ア. 日本産業規格 (J I S)」に変更。
	6ページ内 「スプリンクラーを設置する建物」を追加。
	32ページ内 「予定する検査日の3日前までに」を「予定する検査日の3営業日前までに」に変更。 「検査日から3日以内に」を「検査日から3営業日以内に」に変更。
令和3年4月1日	3ページ内 「水路を横断して給水管を布設する場合は、原則として下越して施工すること。やむを得ず上越する場合は、水路管理者等と協議のうえ、その指導に従うとともに防護・防寒措置を十分に行うこと。」を追加。
	4ページ内 給水管等の材料の指定として「水道給水用ポリエチレン管」を追加。 また、「水道用ポリエチレン二層管」を「水道用ポリエチレン1種二層管」に変更。併せて、文字記号等を追加。 さらに、「水道配水用ポリエチレン管を施工する場合は、別途定める「水道配水用ポリエチレン管施工要領」を遵守すること。」、及び「水道給水用ポリエチレン管を施工する場合、管や継手類は同じ管材メーカーのものを使用し、同メーカーの発行する施工要領を遵守すること。」を追加
	4～5ページ内 凍結のおそれがある場所における施工上の注意事項等を追加。
	5ページ内 「水道配水用ポリエチレン管の場合」、「配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (POL I T E C)、または、管材メーカーが主催する配管施工講習会を受講」、「水道給水用ポリエチレン管の場合」、「業界団体、または管材メーカーが主催する配管施工講習会 (給水用具、継手に関するもの) を受講」を追加。
	6ページ内 「1本の引込みで複数の棟に給水する集合住宅の場合は、棟ごとに止水できるよう給水管の分岐部の近くに仕切り弁を設置すること。」を追加。
	6ページ内 「水道メーターがφ40以下の場合は、その上流に必ず直結止水栓を設置し、さらに必要によりフレキシブル継手 (給水管にHPPEを使用する場合は不要) を設置することができる。」に変更。
	7ページ内 「水道用ポリブデン管 (PBP) は屋外埋設部分には使用しないこと。」を追加。
	7ページ内 「給水歴のない、または長年給水していない 既設の給水装置の場合の水圧、給水能力の確認は特に念入りに行うこと。」を追加。
	8ページ内 「直結止水栓の修繕等」を追加。
	8ページ内 「新設工事で、φ50以上の電子メーターを新たに取り付ける場合、遠隔表示器は検針しやすい場所に設置するとともに、ケーブルは破損の恐れのない場所へ埋設すること。」を追加。
	9ページ内 「第5章 ポリエチレン管」とし、水道配水用 (給水用) ポリエチレン管に対応したものに変更。 さらに、別冊の「ポリエチレン管配管要領」と関連付ける。
	19ページ内 「4. 給水管の耐圧試験」を細分化。
	20ページ内 「※ 将来的に給水の予定があるとして第一止水栓で閉止する場合は、給水装置工事申込書に申込者から念書を得ること。」を追加。 また、「閉止方法等」を細分化。
	21ページ内 「配水用ポリエチレンパイプ」を「水道配水用 (給水用) ポリエチレン管」に変更。 また、「水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管A、B、D」「SGP-VA、SGP-VB、SGP-VD」を追加。

年月日	改定等の概要
令和3年4月1日	27ページ内 「水道配水用ポリエチレン管」を「水道配水用(給水用)ポリエチレン管」に変更。 また、各種撤去管の「文字、数字、斜線は赤色で記入する。」を「文字、数字は黒色、斜線は青色で記入する。」に変更。
	30ページ内 「給水用具の交換とそれに伴う必要最小限の配管を行う場合は申込みを省略することができる。」を追加。
	30ページ内 工の種類について、一部を細分化。 また、「一般住宅の場合」を「集合住宅以外の場合」に変更。
	30ページ内 「取出口工事の場合、給水装置工事竣工報告書の平面図には配水管の深さ、及び分岐部のオフセットを原則として3点以上記入すること。」を追加。
	32ページ内 「集合住宅等で複数の水道メーターを設置する場合、誤配管がされていないか。」を追加。
令和4年4月1日	改定に伴い、一部ページ番号を変更。
	1、6、8、9ページ内 「他の給水管」を「他人名義の給水装置」に変更。
	6ページ内 直結止水栓の一次側から分岐引用する場合の接合方法にかかる記述を追加。
	7ページ内 給湯器へ接続する給水管の立ち上がり部分からの分岐を禁じる記述を追加。
令和5年4月3日	24ページ内 立面図の省略を認める条件等を追加。
	6ページ内 別冊「水道直結式スプリンクラー設備の取扱基準」と関連付ける記述を追加。
	14ページ内 活水器等の対象とする器具として「元付け型浄水器」を追加。 また、止水栓と逆流防止装置の設置を規定していた点を逆止弁のみの設置に変更。
	15、16ページ内 「2. 管路活水器等の設置例」の例示図内にて止水栓と逆流防止装置の設置を規定していた点を逆止弁のみの設置に変更。
令和7年4月1日	33ページ内 「保温用の砂は」を「保温用の砂や保温材は」に変更。
	全体 「分水EFサドル(止水タイプ)」を「EFサドル(止水プラグ付き)」に変更。
	4ページ内 「②給水管の耐震化を図り、漏水対策を強化するため、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水管の材料を下記のとおり指定する。さらに、令和7年4月より、新たにφ50以下の給水管を布設する場合は、原則として水道配水用ポリエチレン管、及び水道給水用ポリエチレン管に限定する。」に変更し、表内の規格等、及び特記事項等の一部見直し。
	6ページ内 「4栓以上の場合はφ20以上とすること」を追加。 また、「(7) 今後、標準化が進むことを見越し、水道メーターの二次側への逆止弁の取り付けを検討すること。」、及び特記事項等として「・埋設型メーターユニットを推奨する…」を追加。 さらに(11)の特記事項等にて縮径方法の記述を変更。
	9ページ内 特記事項等として「・埋設型メーターユニットを推奨する…」を追加。
	10ページ内 「、または業界団体」を追加。
	12ページ内 「◆ 受水槽を設置するにあたっては…」、及び関連事項を追加。
	17ページ内 「第8章 直結直圧給水方式の特例」を「第8章 3階建て建物への直結直圧給水方式の特例」に変更し、「1. 特例に関する基準」を一部見直し。
19ページ内 「(3) 配水管が水道配水用ポリエチレン管の場合」を追加。	
21ページ内 「1つの区画・敷地に複数本ある給水管のうち使用しないものについて、」を追加。	

